

議案第 2 号

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 5 3 年守谷町条例第 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 1 月 2 0 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和53年守谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「「100分の172.5」と」の次に、「、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と」を加える。

第2条 守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「「100分の125」を「100分の126.25」」に、「「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」」を「「100分の175」」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由（議案第 2 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年の人事院勧告による国の法律改正に準じ、国の特別職の支給月数との均衡を図るため条例の一部を改正するものです。

内容としましては、期末手当の支給月数の引上げを行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
（市長等の給与） 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項から第5項までの規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とし</u>、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに市規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	（市長等の給与） 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項から第5項までの規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と_____し、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに市規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
（市長等の給与） 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項から第5項までの規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」 とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに市規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	（市長等の給与） 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項から第5項までの規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに市規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。